

◇◆◆弁護士講習会◆◆◇

今、知っておくべきウィズコロナの法律知識



- ★在宅勤務中に従業員がけがをした！！これって労働災害になるの？
- ★在宅勤務中の従業員から残業代の支払いを求められた！！会社に支払い義務はあるの？
- ★新型コロナウイルス感染症の影響によって原材料の仕入れなどができず、工場の操業ができない！！やむを得ず従業員を休ませる場合、給与の支払いは必要になるの？ などなど

【日 時】令和4年9月7日(水) 13:30~15:00

【会 場】焼津文化会館3F

【講 師】追手町法律事務所

弁護士 嶋田 麗子 (しまだ れいこ) 氏

【参加費】藤枝法人会会員・・・無料

非会員企業の方/一般・・・1,000円(※当日頂きます)

※セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置、関係者の手洗い・マスク着用の徹底等、出席者の感染防止に努めて参ります。但し、開催日までの状況の変化により、中止または延期とさせていただきますことでもありますのでご承知おき下さい。その際、お申込みいただきました皆様には改めてご連絡させていただきます。

※当日は、テキスト「今、知っておくべきウィズコロナの法律知識」(B5判32p)を配布します。

※定員60名。定員になり次第締め切らせていただきますので、下記申込書にご記入のうえ、お早めにお申込み下さい。尚、お申し込みに対するお返事は致しませんが、定員に達してお断りする場合はご連絡いたします。

<お問い合わせ> (公社)藤枝法人会事務局 ☎054-643-8410

キトリ不要

(公社)藤枝法人会行き

FAX. 645-1310

切. 8/26

<弁護士講習会 受講申込書 (9/7開催)>

法人名(法人の方のみご記入下さい).....

出席者氏名.....

TEL..... FAX.....